

登録公認制度概要

要件

窓口手続

雇
入
契
約
の
公
認

従来型の公認

登録公認

許可申請

- ・労働協約、就業規則の届出
- ・労務管理が適正に行われていること
- ・電子システムにより船舶の乗組み体制が随時最新のものになること

船
員
の
乗
下
船
等

取扱い事務所

本局、支局、指定市町村

船長がその都度窓口へ出頭

取扱い事務所

本局、支局

登録船舶間での移動等は
電子申請によりクルーリスト
等を運輸局等へ届出

出頭不要